

# 第1部 意匠制度120年通史

# 第1章 意匠条例制定の背景（前史）

## はじめに

嘉永6年（1853）、ペリーが浦賀に来航し、日本の長い鎖国時代は幕をとじた。この時、欧米先進国ではすでに産業革命が終了し、工場制工業も軌道にのり、資本主義社会の基盤となる諸法制もほぼ整備された段階であった。反面、我が国では、家内工業を中心とした封建的産業経済様式をとっており、商業制度を支えるべき商工業者の特権的集団である株仲間も、江戸時代末期からの商品流通構造の変化、多様化により経済発展の阻害要因となるなど商業ルールまでもが混乱状況を呈しつつあった。

このような状況において、我が国が欧米先進国に伍してゆくためには、欧米諸国のように一定の発展過程を経て近代化を成しとげてゆくのを待つ訳にはゆかず、短期間に欧米の諸法制及び技術の移植を行うことによって近代化を図らなくてはならなかった。明治政府は「富国強兵」「殖産興業」をスローガンとし、技術や機械の導入にあたっては、各地に造船、鉱山、冶金、繊維などの官営工場を設立し、民間資本のある程度の伸長をみてこれを格安に払下げるという方法をとった。また、世界のどこかで毎年ひらかれる海外博覧会に積極的に出品し、貿易の拡大を図ると同時に技術伝習を目的とした人材を派遣し技術習得に務めた。

これらの殖産興業政策のうち、本章では意匠条例制定に特に関係の深い工芸品の輸出振興及び法律制定前の意匠保護の状況を知るため同業組合についてふれることとした。

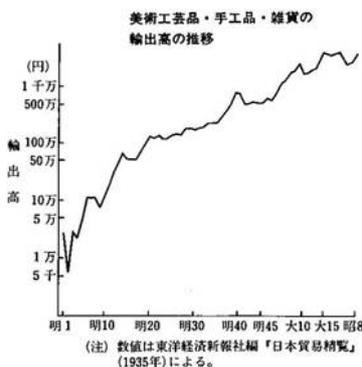
## 第1節 殖産興業と工芸品の輸出

西欧諸国からの技術・機械の導入にあたって、その資金を得るため外貨を獲得すること、すなわち輸出品の増大は明治政府にとって最重要課題のひとつであった。当時の我が国の輸出品は、産業の発達段階からみても、生糸、茶、銅等の原材料が主要品であったが、加工品として陶磁器などの工芸品が挙げられる。輸出品としての工芸品は、明治10年代急速な増加をみるが<sup>(注1)</sup>、この一因として明治6年にオーストリアのウィーンで開かれた万国博覧会への日本の参加は見過ごすことができない。

### 1 ウィーン万国博覧会

明治6年（1873年）、ウィーンにおいて開かれた万国博覧会に、我が国は政府として初めて出品し

(注1)



た。これより7年前のパリ博覧会には、徳川幕府をはじめ2,3の藩が出品したが、国を代表していた訳ではない。当時の万国博覧会は、各国の科学、美術、産業の発達を比較する場として、換言すれば、国威の発揚及び情報収集の場として現在以上に大きな役割を果たしていたものであった。このウィーン博覧会も、東洋の小島にすぎなかった我が国を、欧米に知らしめた効果も少くなかった。

この会へ参加することの目的は、博覧会事務副総裁をつとめた理事官佐野常民が、正院へ提出した「上言書」に端的に記されている<sup>(注2)</sup>。すなわち、国威発揚(第1目的)、技術伝習(第2目的)<sup>(注3)</sup>、博物館設置(第3目的)、輸出振興(第4,第5目的)であった。出品物の主なものは、生糸、山繭生糸、織物であって、その他今後輸出に役立つような漆器、陶磁器、七宝、べっ甲細工などが選ばれた。出品物の選定はすべて国が行ない<sup>(注4)</sup>、技術優秀な職人は、製作費以外に別途月給を支給され出品物の鑑定などを行った<sup>(注5)</sup>。こうして収集された品物は、明治5年11月に天皇皇后両陛下の御巡覧を経たのちウィーンに発送するという力の入れようであった。

出品の成果についてしてみると、美術工芸品については好評であって、しかも大量に売却された。これは、欧米の出品物にはみられない、日本独特の風趣を備えていたことによる<sup>(注6)</sup>。しかし、欧米

(注2) 今度オーストリア博覧会ニ御国産ノ物品ヲ被差出候二付テハ件々左ノ目的ヲ以テ取扱可然哉

第1目的

御国天産人造物ヲ採集選択シ其図説ヲ可要モノハ之ヲ述作シ諸列品可成丈精良ヲ尽シ国土ノ豊饒ト人工ノ功妙ヲ以テ御国ノ誉栄ヲ海外ニ揚候様深ク注意可致事

第2目的

各国ノ列品ト其著説トヲ詳密点検シ又其品評論説ヲ聞知シ現今西洋各国ノ風土物産ト学芸ノ精妙トヲ看取シ機械妙用ノ工術ヲモ伝習シ勉メテ御国学芸進歩物産蕃殖ノ道ヲ開候様可致事

第3目的

此好機会ヲ以テ御国ニ於テモ学芸進歩ノ為メニ不可欠ノ博物館ヲ催ス基礎ヲ可整事

第4目的

御国産ノ名品製造方勉メテ精良ニ至リ広ク各国ノ称誉ヲ得日用ノ要品トナリテ後來輸出ノ数ヲ増加スル様厚ク注意可致事

第5目的

各国製造産出ノ有名品及其原価等ヲ探捜查明シ又各国ニ於テ間乏求需スルノ物品ヲ検知シ後來貿易ノ裨益トナル様注意可致事

澳國博覧会事務局編『澳國博覧会参同記要』より

(注3) この時に派遣された技術伝習生のひとりとして、後に意匠課長となった平山英三の名が挙げられる。彼は、主として応用美術の伝習に従事した。明治7年3月までウィーン府美術工業博物館付属美術工業学校で応用美術的図画を学んだが、政府は財政を理由に帰国命令を出した。そこで彼は、私費で同校に留まり明治9年2月になって再び内務省勸業寮(通産省の前身)の御雇に任命され、ウィーンで学問をつづけている。その後、明治11年4月まで応用美術の練習の傍ら、正写図法、陰影図法、遠近図法等を学び、その年の末に帰国した。約5年間にわたる留学であった。

帰国後、主として美術工業的図案の調整事務に従事し、宮内省博物館にも勤務したが、明治21年意匠条例が発布されると、特許局の審査官試験に任ぜられて以来、意匠審査に従事してきた人物である。明治42年意匠審査課が意匠課に改められた時、意匠課長に就任した。田中芳男、平山成信編輯『澳國博覧会参同記要』上篇(1897年)

(注4) 出品物の選定にあたっては、御雇い外国人であるドイツ人技師ゴットフリート・ワグネルが主として行なった。彼は、明治元年来日してから病死するまでの20年近くにわたり、我が国の殖産興業の進展に尽力した人物といわれる。ウィーン万博だけでなく以後の仏、米における万博への出品選定にも加わり、工業教授として大学南校、東校に務める傍ら、陶磁器、硝子、石鹼の製造法や、染色術、鍍金術などを各地で教示した。ウィーン万博後、伝習生にヨーロッパ各地の大学や工場などを紹介することかできたのはワグネルの功績に負うところが多い。

『ワグネル伝』博覧会出版協会 大正14年1月28日発行

(注5) 上掲『澳國博覧会参同記要』上篇 15頁

(注6) 久米邦武編『特命全権大使米欧回覧実記』

第5巻(岩波文庫、1980年)37頁によれば岩倉具視らの欧米使節団が博覧会に立ち寄り、現地での評判を以下のように記している。

「我日本國ノ出品ハ、此會ニテ殊ニ衆人ヨリ譽譽ヲ得タリ、是其一ハ其歐洲ト趣向ヲ異ニシテ、物品ミナ彼邦人ノ眼ニ珍異ナルニヨリ、其二ハ近傍ノ諸國ニ、ミナ出色ノ品少キニヨリ、其三ハ近年日本ノ評判歐洲ニ高キニヨリ、其内ニテ工産物ハ、陶器ノ譽レ高シ、其質ノ堅牢ニシテ、製作ノ巨大ナルニヨリ、火度ノ吟味、顔料ノ取合、畫法ノ研究等、ミナ門戸ヲ窺フニ足ラス、絹帛ノ類モ、其絲質ノ美ナルノミ、織綜ノ法、多クハ不均ニシテ、染法ハ僅ニ植物ノ似色ニナルヲ以テ、光澤ノ潤ヒナシ、漆器ハ、日本ノ特技ナレハ、評判高シ、銅器ノ工モ精美ヲ欠ケトモ、七寶塗、錫嵌細工ハ、大ニ賞美セラル、工技ナリ畫様ハ西洋ト別種ニテ、花鳥ノ如キハ、風致多シテ贊美スレトモ、人物ノ畫ニ至リテハ、或ハ俳優ノ粉飾ヲ模シ、陋醜ノ面目、人ヲシテ背ニ汗セシム、寄木細工モ評判ナレトモ、接合ノ際ニ術ヲ盡サス、漆ノ功ヲ恃ムノミ、歐洲ニテ此技工ヲナセルヲ一見シテ、更ニ發明スル所アラハ、一ノ國産トナルヘシ、麥稟細工モ、亦評判アレトモ、元來價アルモノトハ看認スシテ雜作シタル物ユヘ、早ク損スルヲ如何セン、染革ノ製作ハ、反テ劇賞ヲ受ケタリ、是或ハ歐人未タ知ラサル秘密ヲ漏セルカ、紙ト麻桌トハ看官ノ目ヲ驚カセリ、紙ハ材料、抄法、共ニ別法ナレハナリ、越後桌皮ノ白質ニシテ光輝ナル、西洋人之ヲミテ賽絹ノ織物トナサンコトヲ思付タルモノアリト、楮皮モ亦大ニ貴重セラレタリ、油繪ノ如キハ會テ歐洲ノ兒童ニモ及ハス、本色ノ畫法、反テ價有セリ」

に先例のあるものについては、逆に日本の拙劣さが目立ち<sup>(注7)</sup>、多くの課題を抱え込むことになる。それは機械館を見るに及んでいよいよ痛切なものとなる。しかし、欧米の技術が優れ、産業の近代化を一足早く成し遂げていた以上、このような状況はあらかじめ予想されたことであった。

このような我が国の万博参加は<sup>(注8)</sup>、ウィーンを皮切りに明治26年まで20数回にわたっておこなわれ、輸出振興の強力な施策とされた。また、当時国内においても、博覧会や共進会が多数開催され、産業、技術の奨励伝播に大きな役割を果たした。

## 2 工芸品の模倣と粗製乱造

このようにして、工芸品の輸出高は年々その額を増し、貴重な外貨獲得の担い手として成長してきた。我が国独特の風趣が好評を得たのは、当時ヨーロッパにおいて流行したジャポニスムも無関係とはいえない。

しかし、輸出の増加にしたがって、様々の問題が露見しつつあった。農商務省が明治17年(1884)12月にまとめた「興業意見」<sup>(注9)</sup>では、当時の産業界の製造業者の混乱ぶりを「精良品ヲ作ルモ粗悪品ヲ作ル者ニ妨ケラルル事」、「一地方ノ特産物ヲ漫リニ各地ニテ模造セル事」、「同業者相競フテ売崩ヲ為ス事」と記している。また、明治18年の農商務報告「工藝ノ沿革」<sup>(注10)</sup>のなかでも、日本の輝かしい過去を概説した後、現状について「一時ノ利ヲ之規リテ其ノ製品見ルニ足ルモノ稀ナルガタメニ新製ノ器ハ人之ヲ擯棄シテ買ハサルニ至ル若シ目今ノ勢ニ任セ荏苒放過スルトキハ或ハ恐ル工藝ハ竟ニ滅絶ニ帰セントス」とのべている。このような状況におち入ることは、明治9年フィラデルフィア

(注7) 上掲『澳國博覧会参同記要』下篇 3頁

「歐洲ノ工藝ニ秀テタルハ、元來其器械ノ利ナルニヨリ、利器ヲ製スルハ、鐵冶ノ業ヲ盛大ニスルニアリ、一椀一椀ト、一基ノ金數トノ前ニ坐シ、小囊會ノ火ヲ煽シ、治鐵ヲナスハ、僅ニ爪甲ノ勞ヲ補助スルニスキス、其開化ノ度ヲ距ル甚タ遠シ、此場ヲ回覽スルニ、小ハ握ニモミタス、大ハ數丈ヲ專ニスルモ、各其利便ト妙エトヲ具シテ或ハ數十百人ノカヲ合セ、或ハ一指ノカヲ數十百ニ平分ス、其妙ハ運動ニアラサレハ知リ難シ、一瞥シテ過ルハ、空手ニシテ崑岡ヲ下ルノ思ヒテナセルナリ」

(注8)

回次	年次	開設地	博覧会名
1	明治6年(1873)	ウィーン	万国博覧会
2	6年(1873)	ロンドン	英国經常博覧会
3	8年(1875)	メルボルン	万国博覧会
4	9年(1876)	フィラデルフィア	万国博覧会
5	11年(1878)	パリ	万国博覧会
6	12年(1879)	シドニー	万国博覧会
7	13年(1880)	メルボルン	万国博覧会
8	13年(1880)	ベルリン	万国漁業博覧会
9	14年(1881)	フランクフルト	鉱泉学博覧会
10	14年(1881)	アトランタ	万国博覧会
11	15年(1882)	トリエスト	内国工業博覧会
12	16年(1883)	アムステルダム	植民地産物及一般輸出品万国博覧会
13	16年(1883)	ボストン	技術及工業博覧会
14	16年(1883)	ロンドン	万国漁業博覧会
15	17年(1884)	〃	万国衛生博覧会
16	17年(1884)	セントペテルブルグ	万国園芸博覧会並に植物評議會
17	17年(1884)	エジンバラ	万国森林博覧会
18	17年(1884)	ニューオーリンズ	万国工業業績百年期博覧会
19	18年(1885)	ロンドン	万国発明品博覧会
20	18年(1885)	ニューレンベルグ	金工万国博覧会
21	21年(1888)	バルセロナ	万国博覧会
22	22年(1889)	パリ	万国博覧会
23	22年(1889)	ハンブルグ	商業博覧会
24	23年(1890)	セントペテルブルグ	万国監獄博覧会
25	26年(1893)	シカゴ	開港万国博覧会

(注9) この「興業意見」は、明治13年(1880)の行財政整理の際に、富国強兵を実現するには殖産興業が急務であるとして明治14年(1881)に農商務省が設立されたのを機に、農商務省が全国の老農を集めた農談会を開き、次いで勸業諮問会を開き、さらに各地方官や商工会・商法会議所などにも度々諮問をした上で明治17年(1884)12月にまとめたもので、その後の勸業方針に大きな影響を与えたものである。

(注10) 農商務省報告「工藝沿革」(『官報』明治18年2月17日)

万博に専任審査官として渡米した納富介次郎<sup>(注11)</sup>が以下のように予見していた。「陶磁器、銅器、七宝、漆器、指物、彫刻其他の出品が非常に好評を博したるを見聞し、微笑を禁じ能はざりしと同時に、又ただ憂慮に堪えざるものありき。是れ各先進国の出品が、秩序整然たる大小製造場の平素の製品を出品したるに反し、我製品は殆んど悉く特作新製品に外ならずして、一朝同一製品の注文を受くるに當り、如何にして之を満足せしめんか」<sup>(注12)</sup>。伝統的な手工芸品を一時に大量に生産することは、当然に品質の不均一と粗製乱造とを招いた。

我が国は機械制工場を急速に導入するため、明治初期において数々の官営工場を設立し、明治13年に発令された工場払下げ概則によって格安に民間に払下げを行うなどして量産化体制につとめたものの、手工芸品の分野はこの恩恵にあずかるまでには至らなかった。また、これら工芸品の製作にあたって、指導的な役割を果たす人材の養成という観点からみても、納富介次郎らによって各地に工芸学校の設立をみたのは明治20年以降であって<sup>(注13)</sup>、その効果が期待できる時期ではなく、模倣の取締りについても、実効ある方策を模索中であった。

工芸品の量産化という課題に対し、模倣と粗造乱造という手段でしか対応し得なかった当時の限界は、模倣禁止の法的整備と美術工芸教育の拡充の必要性を痛感させ、以後の施策に反映されてゆく。

## 第2節 同業組合

### 1 同業組合の発生

明治時代に入って、政府は自由競争を奨励するため、江戸時代より続いた商人、職人層の自主的共同体である株仲間を廃止した<sup>(注14)</sup>。経済発展の一過程において、株仲間のように新規参入者を規制する特権的集団の存在は、集团的統率力によって発展をもたらすものであった<sup>(注15)</sup>。更に株仲間は、生産品の品質維持や技術の尊重をも意図していたから、粗製乱造の禁止や地域的な限界があっても模倣の禁止に対して一定の機能を果たした。ところが次第に勢力をつけるにしたがって、価格統制や流通規制を行うようになってきたり、因習的な商習慣がかえって自由競争による経済発展を抑制することになり、江戸時代末期から幕府によって廃止令の出されたこともあり<sup>(注16)</sup>、近代化を推進すべき明治期に移行して、その廃止は必然といってもよかった。

株仲間が廃止されたとはいうものの、これに代わる新たなルールをもつことなく産業活動を続けて

---

(注11) 弘化元年(1844)、皇学家柴田花守の次男として生まれたが、のち佐賀藩士納富六郎左衛門の養子となり日本画や南宗画を学ぶ。一時勤皇の志士と交わり王政復古の大志を抱いて京に上り事を謀ろうとしたこともあった。30才の時、ウィーン万博審査官として渡欧し、この時ドイツ人技師ゴットフリート・ワグネルの紹介によりエルボーゲン製陶所やセーブル陶磁学校で陶磁について学ぶ。帰国後江戸川製陶所を創設し、有田、瀬戸、九谷などで製陶指導にあたるとともに、漆器、銅器の研究指導を各地で行ない伝統工芸の近代化とデザインの改良につとめる。明治20年(1887)、石川県金沢区工業学校を創立したのははじめとして、以降富山県(明治27年)、香川県(明治31年)などに工芸学校を創設し、八利養成につとめた。

『納富介次郎略伝』西日本新聞社発行 昭和51年6月10日

(注12) 『納富介次郎略伝』西日本新聞社発行 昭和51年6月10日 第5~6頁

(注13) (注9)を参照のこと

(注14) 慶応4年(1868)5月「商法大意」布達

(注15) 「株仲間・仲間・組合はその発展の前期に於ては極めて有益な制度であった。これを生産の方面より見るに株仲間制度を前提として技術が伝習・練習・改良せられ、資金の融通が可能となり、産業が育成され、保護助成せられた。

当時の商品流通量はまだ極めて少なく、その需要の範囲はなお狭隘なるを免れないのであったから、営業者の出現を放任し、同業の競争を許可することは、また新規の儀をなすままに放任することは結局共倒れを来し、その産業を育成する所以ではなかったのである。ここに於て幕府や諸藩はある特定の市場・問屋・仲買或いは地域に特許権を賦与し、以て同業の競争を阻止することにより、その産業の発展とその支配する都市の経済的繁栄とを期したのであった。」

『日本ギルトの解放』宮本又次著 大阪大学経済学部社会経済研究室発行

(注16) 天保の改革令(1841年)

ゆくことは混乱を生じさせた。大阪では、早くも明治6~7年頃から、株仲間にかわる組合が多数結成され、明治14年には、大阪商法会議所は、大阪知事に対して組合の公認を要求する建議書を提出している<sup>(注17)</sup>。このような動きを背景に、明治17年11月29日、政府は農商務省第37号布達をもって同業組合準則を設けた<sup>(注18)</sup>。「農商務省第4回報告」は、その理由について「維新後従来ノ営業組合ナルモノヲ廃業シ一般ノ公利ヲ顧ミス各自互ニ目前ノ小利ニ走り粗製濫売ノ弊日ニ益甚シキ状況アルニ因レリ是ヲ以テ今後此準則ヲ利用シ適宜ノ取締ヲナサシムルトキハ物産ノ隆興スルハ論ナク商業上ノ信用ヲ挽回スル蓋シ難シキニアラサルヘシ」とのべている。

## 2 同業組合規程にみられる意匠の保護

同業組合準則が公布された翌年の明治18年6月、東京京橋の木挽町厚生館で、相次いでふたつの集談会が開かれた。漆器集談会と織物集談会で、いずれも農商務省関係者10名前後と、漆器関係の会員は全国より25名、織物関係は約70名の大会合であった。両集談会とも、農商務省の工務局長らが、冒頭の挨拶のなかで、輸出品としての漆器や織物の現状に触れ、特に粗製乱造の弊害をいかにしてなくするかについて意見を出して欲しいと訴えている。これにこたえて、会員からは、①制裁力のある組合等の必要性、②奸商や悪質な外国商人の排除、③職工等の人材養成所の必要性、④情報人手の必要性、⑤雇用関係の正常化（特に弟子の引き抜きや育成方法等）などが話し合われた。製品の模造対策についても意見が出され、それぞれの集談会の後「漆器営業組合組織の建議」<sup>(注19)</sup>「織物営業者仲間組織ノ儀ニ付建言書」<sup>(注20)</sup>が提出され、発明品や新しい意匠が施された新製品については、それぞれ以下のような規程がもうけられた。

(漆器集談会)

第十五條 発明品若クハ形状模様等ニ新按ヲナシタル者ニハ其地方組合限り特約ヲ設ケ之ニ二ケ年以内ノ専賣權ヲ付與シ其製品ヲ保護スルモノトス

第十六條 各地組合員ニシテ條例ヲ破リ規約ヲ奢ルモノ輕キハ償金ヲ課シ重キハ其筋ニ上申シテ組合ノ証票ヲ取上ケ營業ヲ禁止シ中央本部ニ届出テ本部ヨリ各地方組合一般ニ其由ヲ廣告スヘシ

第十七條 各地組合ニテ除名セラレタルモノハ他ノ地方ノ組合ニ加入スルコトヲ得サルモノトス

(織物集談会)

第十條 発明品若クハ新規ノ模様ヲ製出シタルモノニハ組合ニ於テ特約ヲ設ケ之ニ其地方限リ一ケ年以内ノ専賣權ヲ附與シ其織物ヲ保護スルコトアルヘシ

但シ本條ハ専賣條例ニ因ル能ハサルモノニシテ有益アル製造品ニ限ルコト

これらの規程は、意匠条例の施行に先立つ保護の実例として注目に価するが、これらの会の主導者が農商務省側であったことは、いずれの会の形態、進行も近似しているところから明らかであって、半ば行政指導的、啓蒙的な点は否めない。政府にとって、輸出工芸品の隆盛は重要課題であったことがこの点からもうかがえる。

(注17) 福島正夫『財産法』(『日本近代法発達史』第1巻 勁草書房 1974年) 99頁

(注18) この準則は全9か条からなるものであるが、第1条に組織条件、第2条に目的を規定している。

第壹條 農工商ノ業ニ従事スル者ニシテ同業者或ハ其營業上ノ利害ヲ共ニスル者組合ヲ設ケントスルトキハ適宜ニ地區ヲ定メ其地區内同業者四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ規約ヲ作り管轄廳ノ認可ヲ請フ可シ

第貳條 同業組合ハ同盟中營業上ノ弊害ヲ矯メ其利益ヲ圓ルヲ以テ目的ト爲スコシ

(注19) 繭絲織物陶漆器共進会『漆器集談會紀事』(有隣堂, 1885年) 69頁

(注20) 繭絲織物陶漆器共進会『織物集談會紀事』(有隣堂, 1885年) 112頁